

## 平成27年における「人権侵害事件」の状況について（概要）

### ～人権侵害に対する法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）は、人権侵害事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号、以下「処理規程」という。）に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めている。

平成27年（暦年）における人権侵害事件の取組状況は、以下のとおりである。

○新規救済手続開始件数	20,999件	（対前年比 3.3%減少）
○処理件数	21,044件	（対前年比 3.1%減少）

#### 【新規救済手続開始件数からみた特徴】

- ① インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の増加  
1,736件（対前年比21.5%増加）
- ② 労働権に関する人権侵害事件の増加  
2,488件（対前年比10.8%増加）
- ③ 学校におけるいじめに関する人権侵害事件の増加  
3,883件（対前年比 3.2%増加）

## 1 人権侵害事件数（開始件数・処理件数）の動向

### (1) 開始件数（図1）

新規に救済手続を開始した人権侵害事件数は20,999件であり、対前年比で719件（3.3%）減少した。

（内訳）

- ◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵害事件数が6,043件（対前年比78件（1.3%）増加）
- ◆ 私人等に関する人権侵害事件数が14,956件（対前年比797件（5.1%）減少）

### (2) 処理件数（図2）

処理した人権侵害事件数は21,044件であり、対前年比で674件（3.1%）減少した。

（内訳）

◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が6,067件（対前年比253件（4.0%）減少）

◆ 私人等に関する人権侵犯事件数が14,977件（対前年比421件（2.7%）減少）

処理内識別にみると、措置の内容としては、「援助」<sup>（注1）</sup>が19,391件（全処理件数の92.1%）で最も多く、次いで「要請」<sup>（注2）</sup>が493件（同2.3%）、「説示」<sup>（注3）</sup>が261件（同1.2%）、「調整」<sup>（注4）</sup>が39件（同0.2%）となっている。

このほか、「措置猶予」<sup>（注5）</sup>が3件（同0.01%）、「侵犯事実不存在」が27件（同0.1%）、「侵犯事実不明確」が837件（同4.0%）、「啓発」<sup>（注6）</sup>を行ったものが83件（同0.4%）ある。

（注1）法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介すること。

（注2）被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

（注3）相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

（注4）当事者間の関係調整を行うこと。

（注5）事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

（注6）事件の関係者や地域社会に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

### (3) 特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち、特別事件（処理規程第22条に規定されている重大な人権侵犯事件）の件数は1,740件で、前年に比べて91件（5.0%）減少した。

## 2 人権侵犯事件の類型別新規救済手続開始件数の動向

### (1) 学校におけるいじめ事案（図3, 4）

学校におけるいじめ事案は3,883件（対前年比3.2%増加）で、全事件数の18.5%を占めている（全事件類型の中で最高）。全体の件数が減少する中、本類型は増加しており、ピークであった平成25年の件数には及ばないものの、依然として憂慮すべき状況にある。なお、人権擁護機関が取り扱う人権侵犯事件において、本類型の割合が最高になったのは初めてである。

### (2) 暴行・虐待事案（図3, 5, 6）

暴行・虐待事案は3,761件（対前年比9.0%減少）で、全事件数の

17.9%を占めている。

このうち、児童虐待事案については、699件（対前年比12.8%減少）である。

(3) 住居・生活の安全関係事案（図3，7）

住居・生活の安全関係事案は2,756件（対前年比15.4%減少）で、全事件数の13.1%を占めている。

このうち、相隣間における騒音等の相隣関係から生じる事件の割合が56.4%（1,555件）と半数を占めている。

(4) 労働権関係事案（図3，8）

労働権関係事案は2,488件（対前年比10.8%増加）で、全事件数の11.8%を占めている。

このうち、パワーハラスメントに関する事案の割合が57.0%（1,418件）を占め、対前年比で21.4%増加したことが、本類型の件数を押し上げた主な要因である。

(5) プライバシー関係事案（図3，9）

プライバシー関係事案は2,297件（対前年比10.5%増加）で、全事件数の10.9%を占めている。

このうち、インターネットによるものの割合が69.0%（1,586件）を占め、対前年比で19.3%増加したことが、本類型の件数を押し上げた主な要因である。

(6) 強制・強要事案（図3，10）

強制・強要事案は2,173件（対前年比6.6%減少）で、全事件数の10.3%を占めている。

(7) 教育職員関係事案（図3，11）

教育職員関係事案は1,511件（対前年比0.4%増加）で、全事件数の7.2%を占めている。

このうち、体罰事案については、494件（対前年比13.9%減少）である。

(8) 差別待遇事案（図3，12）

差別待遇事案は741件（対前年比14.7%減少）となった。内訳では、障害者に関するものが265件、同和問題に関するものが93件、外国人に関するものが85件、高齢者に関するものが49件、女性に関するものが44件となっている。

このほか、性同一性障害に関するものが13件、性的指向に関するものが6件ある。

(9) 社会福祉施設関係事案（図3，13）

社会福祉施設関係事案は221件（対前年比10.2%減少）となったものの、依然として高い水準で推移している。

3 その他特徴的な新規救済手続開始件数の動向

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（図14）は1,736件（対前年比21.5%増加）で、前年に引き続き過去最高<sup>（注）</sup>となった（詳細は別添5）。

（注）平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高になる。

なお、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、統計報告要領で定められた区分とは異なる区分で事件を集計している。

4 添付資料

- (1) 平成27年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例（別添1）
- (2) 「人権侵犯事件」統計資料（平成27年）（別添2）
- (3) 「女性の人権ホットライン」統計資料（別添3）
- (4) 「子どもの人権110番」統計資料（別添4）
- (5) 特集「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」（別添5）
- (6) 特集「東日本大震災に関する法務省の人権擁護機関の取組状況について」（別添6）

図1

### 人権侵犯事件の新規開始件数の推移

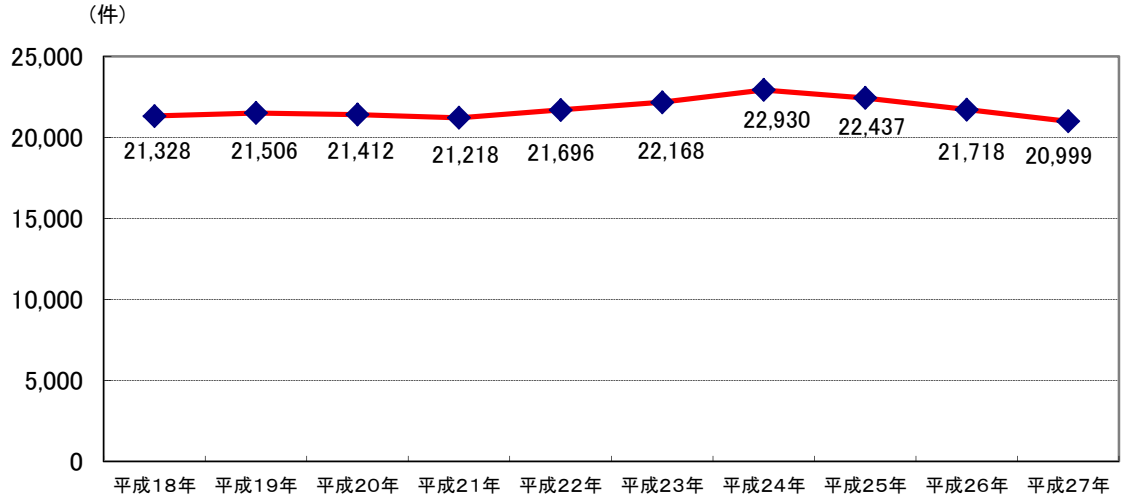


図2

### 人権侵犯事件の処理件数の推移

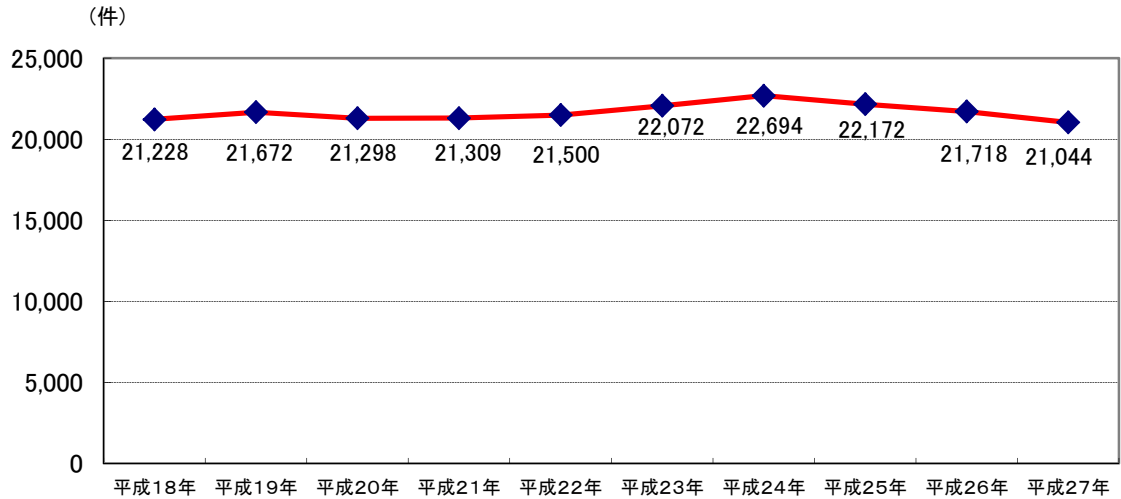


図3

### 人権侵犯事件の種類別構成比の比較

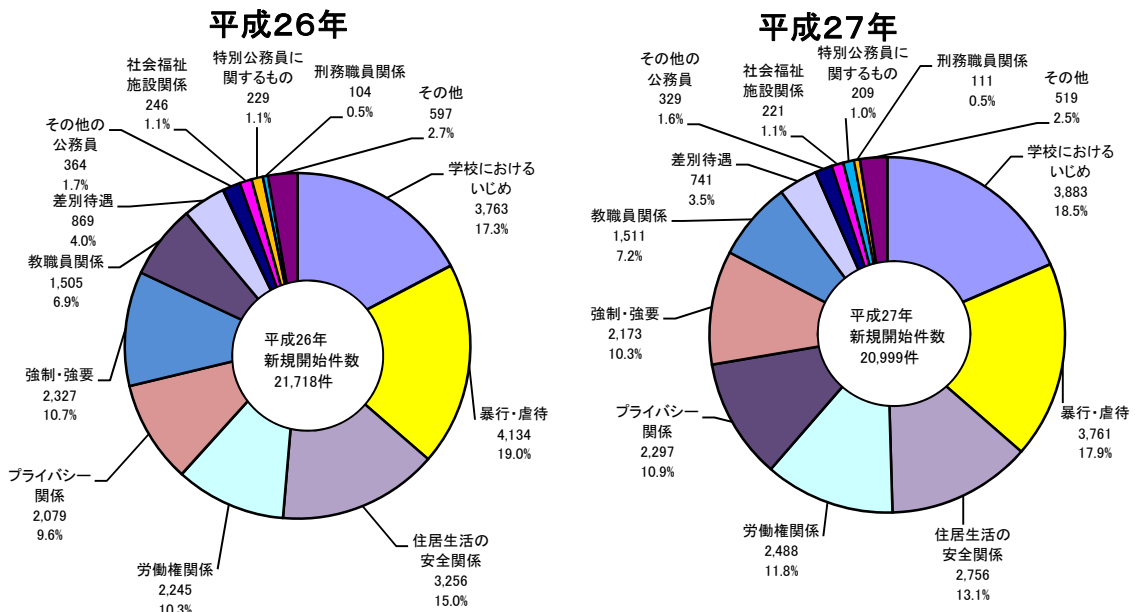


図4

### 学校におけるいじめ事案の推移

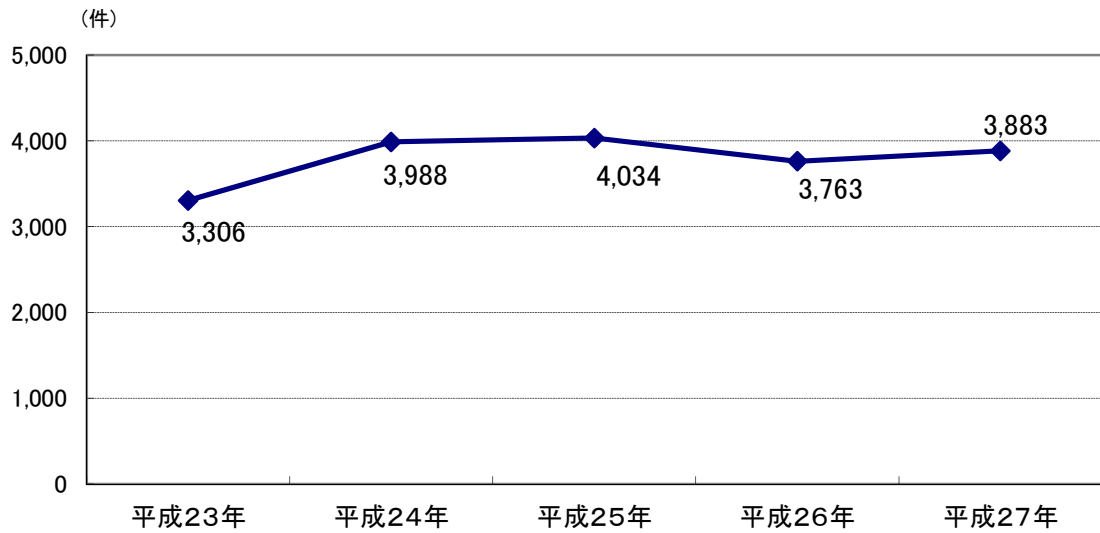


図5

### 暴行・虐待事案の推移

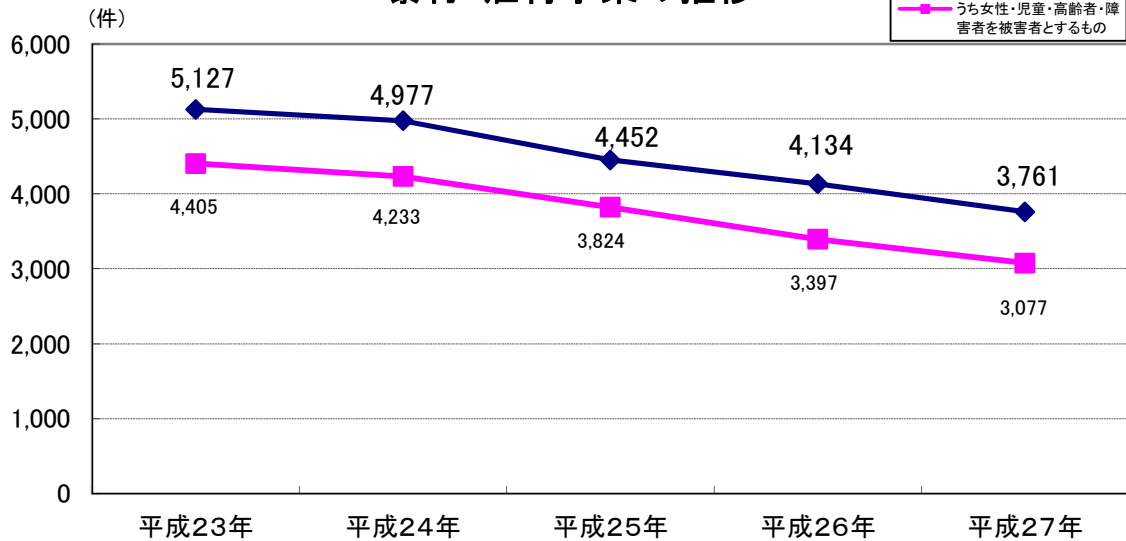


図6

### 児童虐待事案の推移

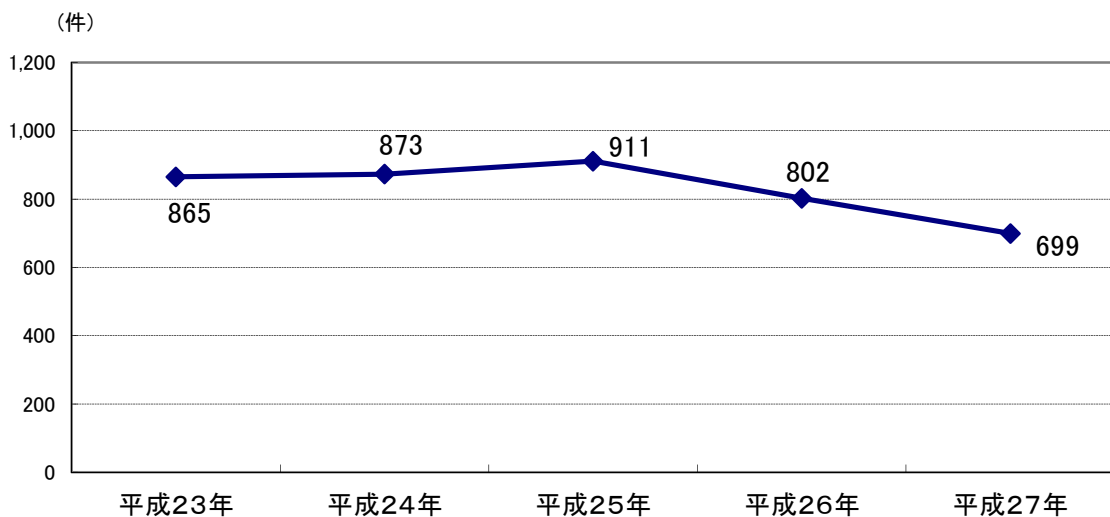


図7

### 住居・生活の安全関係事案の推移

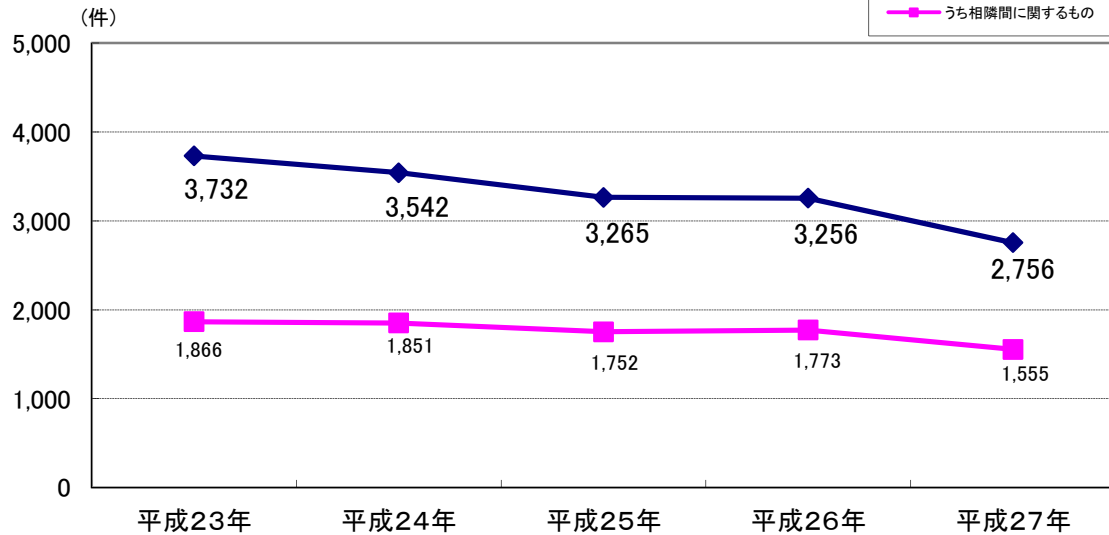


図8

### 労働権関係事案の推移

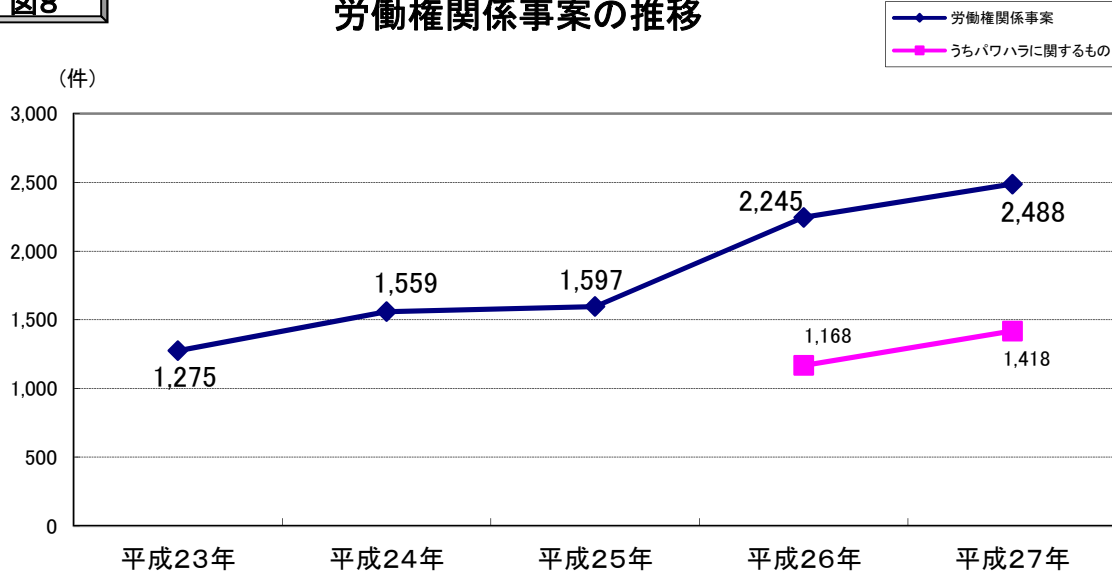


図9

### プライバシー関係事案の推移

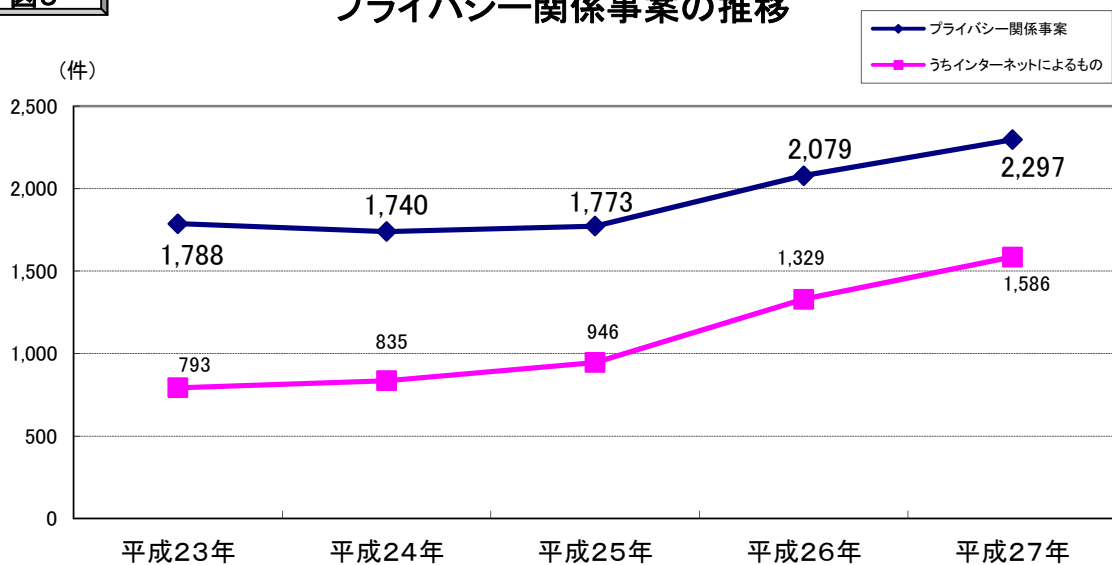


図10

強制・強要事案の推移

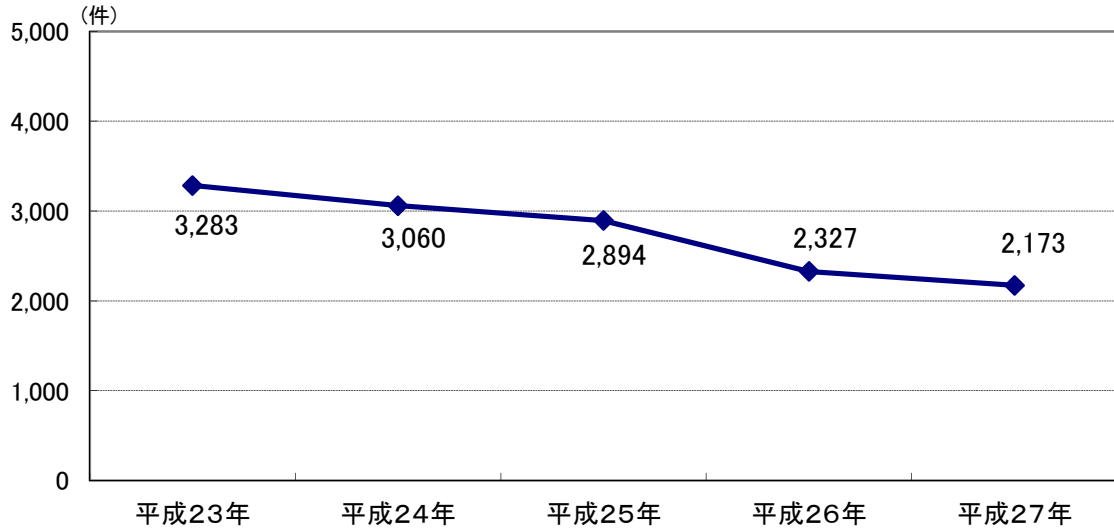


図11

教育職員関係事案の推移

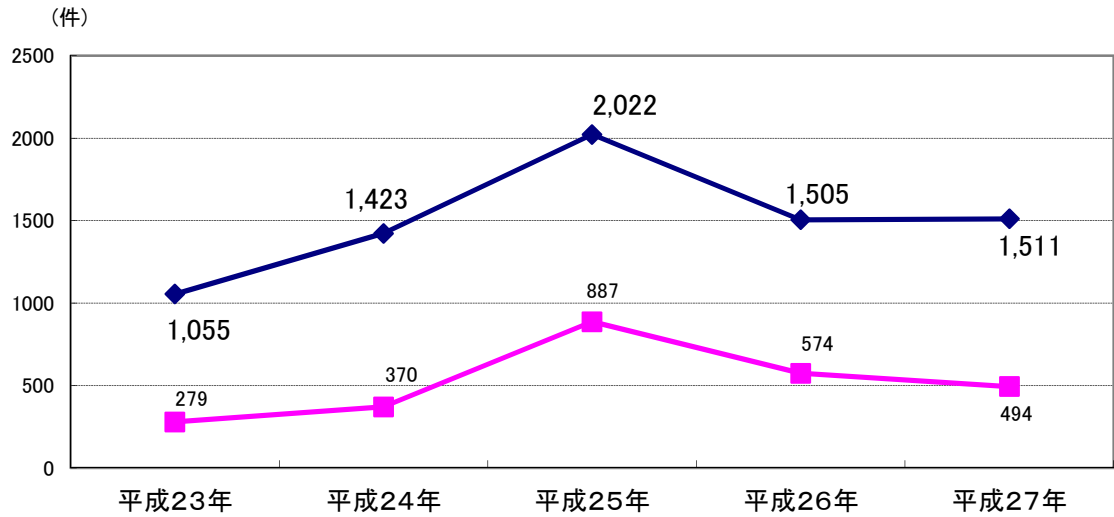


図12

差別待遇事案の推移

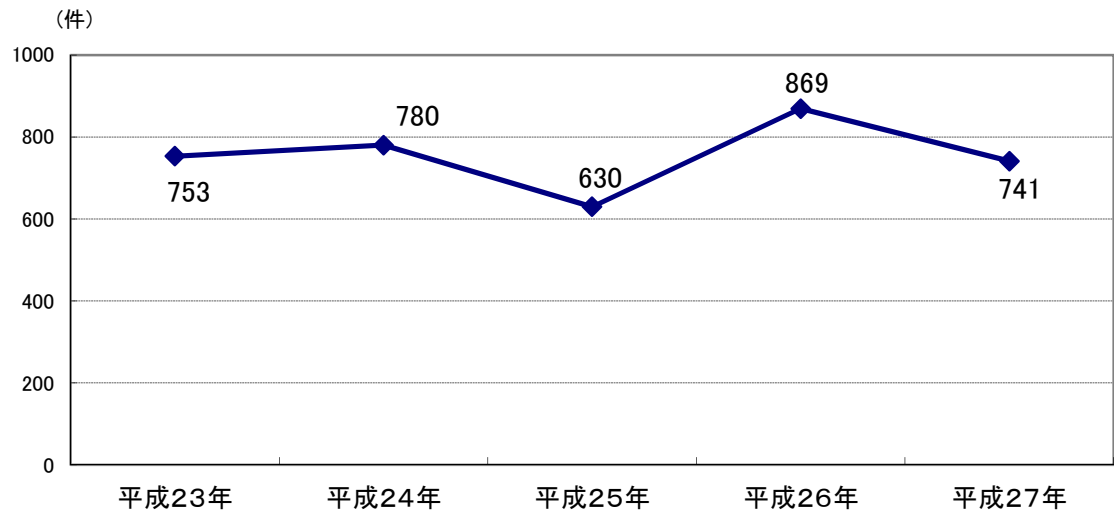




図13

### 社会福祉施設関係事案の推移

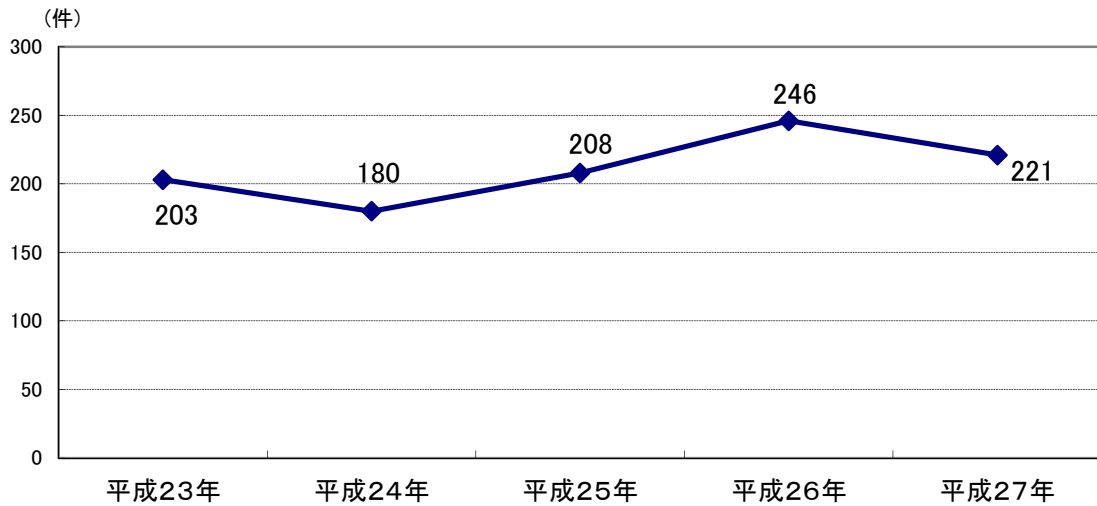
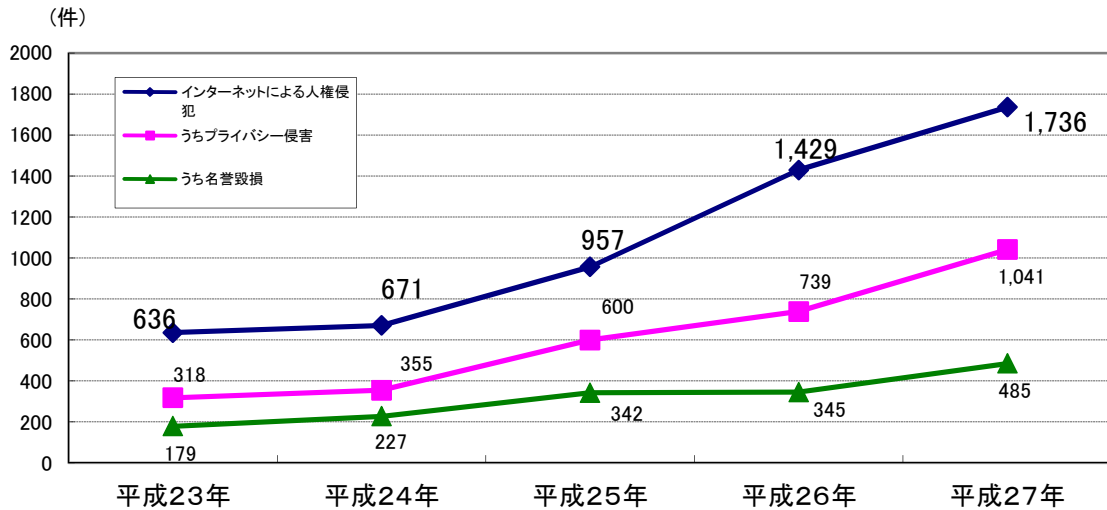


図14

### インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移



## 平成 27 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

(学校におけるいじめ事案)

### 事例 1 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

小学生の児童が、同級生からいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないためいじめが継続しているとして、親から人権擁護委員に相談がされた事案である。

法務局の調査において、親と学校とでいじめについての認識が相違することがわかれたため、法務局は、人権擁護委員立会の下で、両者の話し合いの場を設けた。その場において、学校側からいじめの防止・解消に向けた取組の説明がなされ、申告者の学校に対する不信感が解消され、両者の関係が修復されるに至った。その後、児童が学級内で孤立する様子は見られなくなった。(措置：「調整」)

### 事例 2 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

小学生の児童が同級生からいじめを受けてきたことについて、学校と児童・親との話し合いが行われたが、その中で学校側が児童を質問責めにしたため、児童が不登校状態になったとして、児童及び親から法務局に相談がされた事案である。

相談を受けた日の翌週に児童の修学旅行が予定されていたところ、法務局職員が学校に出向いた上で児童・親に対する対応の在り方について助言するとともに、人権擁護委員が児童と面談し励ますなどした結果、児童は修学旅行に参加することができ、その後も登校するようになった。(措置：「援助」)

(暴行・虐待事案)

### 事例 3 母親の再婚相手による子に対する性的虐待

中学生から、母親の再婚相手から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権 SOS ミニレター」(※)が送付され、調査を開始した事案である。

法務局は、ミニレターが送付された当日中に被害者との接触を試み、その翌日に、児童相談所へ通告するとともに、被害者が通う学校へ連絡を行った。その後、被害者から電話で事実関係を聴取し、その内容を児童相談所に提供した。その結果、被害者はミニレターが法務局に送付された翌々日に一時保護されるに至った。(措置：「援助」)

#### ※「子どもの人権SOSミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布している便箋兼封筒。便箋部分に悩みごとを記入し、切り取った封筒の中に入れポストに投函すると、最寄りの法務局に郵送される。SOSミニレターを受け取った法務局では、人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱える様々な悩みごとに対し、一通一通返事を書いている。

#### 事例4 母親による子に対する虐待

小学生の児童から、母親から暴力を受けているとして、法務局の相談電話「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

緊急性があると判断した法務局は、速やかに児童の学校に連絡し、被害状況の確認を依頼したところ、児童は、身体にあざがあり、母親との別居を望んでいることが明らかになった。

その後、学校から児童相談所に連絡がされ、児童は法務局に相談がされた翌日に児童相談所に一時保護されるに至った。(措置:「援助」)

#### 事例5 夫の妻に対するDV

夫の暴力的行為から逃れるため、子どもとともに親族宅に避難していた女性から、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

相談を受けたA法務局は、被害者が自宅のある県内のシェルターへの避難を希望していたことから、速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局に対し、相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者とともに市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明した。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護された。(措置:援助)

(労働権関係事案)

#### 事例6 職場の上司による部下に対するパワーハラスメント

被害者が、勤めていた会社の上司から厳しく叱責されるパワーハラスメントを受けたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該上司は被害者の肩を押して床に尻もちをつかせたり、被害者に向けてティッシュ箱を投げるなど、被害者に対する叱責等を繰り返していた事実が認められた。

そこで法務局は、当該上司に対し、本件行為がパワーハラスメントに該当す

るものであり、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。また、当該会社の代表者に対し、職員の監督、指導を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。（措置：「説示」「要請」）

（教育職員関係事案）

#### 事例 7 小学校における体罰

小学生の児童が、学校の教員から体罰を受けたとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が当該教員を含む学校関係者らから事情を聴取するなどしたところ、当該教員が自己の指導に従わず授業中に大声を出して騒ぐ児童に対し、その頬を平手でたたいた事実が認められた。

そこで法務局は、当該教員に対して、その反省を促すため、本件行為が児童の権利を侵害するものであることについて説示するとともに、学校長に対し、教職員に対する指導・監督を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。（措置：「説示」「要請」）

（差別待遇事案）

#### 事例 8 知的障害を理由とする遊園地における差別的取扱い

知的障害のある者及びその同伴者が遊園地で乗り物に乗車しようとしたところ、障害があることのみをもって、障害者及びその同伴者のみを対象とする誓約書に署名することを強制されるという差別的取扱いを受けたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局が遊園地の事業者に事情を聴取したところ、当該誓約書への署名は利用者の安全を確保するために、同伴者に対する注意喚起を目的として求めたものであるとの説明があった。

そこで法務局が、利用者の安全確保が目的であれば、障害者に限って誓約書を求める取扱いに合理性があるとはいえない旨指摘するなどしたところ、事業者は、当該誓約書の内容を見直し、その必要性を障害者か否かに限らず判断する取扱いに変更するとともに、当該誓約書への署名は任意であることの説明を尽くすために担当者への研修・周知を徹底するなどの意向を示し、被害者側の納得が得られた。（措置：「調整」）

#### 事例 9 公営住宅の掲示板における差別的文書の掲示

公営住宅の掲示板に、同住宅の住民を同和問題を引き合いに出して中傷する内容の文書が掲示されたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局が関係者に事情を聴取したところ、同住宅の住民の一人が、自治会に対する不満から、自身の意見を主張するために当該文書を掲示したことが明らかになったため、同住民に対し、人権尊重の理念についての理解を深め、今後同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

#### 事例10 外国人に対する宿泊拒否

ビジネスホテルに電話で宿泊の予約をしようとしたところ、外国人であることを理由に宿泊を拒否されたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局がホテル関係者から事情を聴取したところ、ホテル側は、不適切な対応があったため、被害者に謝罪したいとの意向を有していたものの、行き違いにより、関係の回復が未だ図られていない状況であることが判明した。

そこで、法務局は、ホテル側に被害者との話し合いの場を設けることを提案し、被害者も話し合いに応じる意向を示した。

話し合いの場において、ホテル側は事情の説明と謝罪を行った上で、今後は、英語表記の対応マニュアルを活用するなどして外国人宿泊客の受け入れ体制を改善したい旨を伝えたところ、被害者もこれに理解を示した。（措置：「調整」）

「人権侵害事件」統計資料(平成27年)

件名	総数	旧受	新受							処理													未済			
			申告		人権擁護委員の通報	関係行政機関の通報	情報	移送	措置						措置猶予	侵害事実存在	侵害事実不明確	打ち切り	中止	移送	啓発					
			職員受	委員受					援助	調整	要請	説示	勧告	通告								告発				
<b>総合計</b>	22,312	1,313	20,999	9,224	11,040	9	17	706	3	21,044	19,391	39	493	261	-	-	-	3	27	837	171	32	2	83	1,268	
<b>公務員等の職務執行に伴う侵害事件</b>																										
<b>総計</b>	6,576	533	6,043	2,102	3,414	1	1	522	3	6,067	5,381	16	256	230	-	-	-	1	13	338	46	4	2	36	509	
特別公務員に関するもの																										
警察官	207	15	192	136	55	-	-	1	-	179	153	-	-	-	-	-	-	-	-	24	2	-	-	-	28	
その他の特別公務員	20	3	17	15	2	-	-	-	-	16	7	-	-	-	-	-	-	-	3	6	-	-	-	-	4	
教育職員関係																										
体罰	747	253	494	126	93	-	-	274	1	541	170	2	238	220	-	-	-	1	1	94	22	3	-	18	206	
その他	1,096	79	1,017	457	512	-	-	48	-	990	906	4	14	10	-	-	-	-	-	58	8	-	-	8	106	
学校におけるいじめ	3,978	95	3,883	1,075	2,613	1	1	192	1	3,884	3,822	10	4	-	-	-	-	-	-	43	5	-	-	8	94	
公務員関係	160	49	111	103	8	-	-	-	-	119	88	-	-	-	-	-	-	-	5	67	8	-	1	-	41	
その他の公務員に関するもの																										
国家公務員	46	3	43	26	14	-	-	2	1	41	35	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	1	1	5	
地方公務員	289	35	254	146	103	-	-	5	-	265	220	-	-	-	-	-	-	-	3	40	1	1	-	1	24	
その他	33	1	32	18	14	-	-	-	-	32	30	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	
<b>私人間の侵害事件</b>																										
<b>総計</b>	15,736	780	14,956	7,122	7,626	8	16	184	-	14,977	14,010	23	237	31	-	-	-	2	14	499	125	28	-	47	759	
人身売買	1	-	1	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
売春関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
暴行・虐待																										
家族間におけるもの																										
夫の妻に対するもの	1,383	2	1,381	458	917	1	-	5	-	1,381	1,377	1	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	2	
妻の夫に対するもの	79	-	79	26	51	-	-	2	-	78	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
親の子に対するもの	939	36	903	373	496	1	-	33	-	904	899	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	35	
子の親に対するもの	375	3	372	110	253	-	-	9	-	372	369	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3	
その他	395	3	392	149	241	-	-	2	-	390	384	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	-	-	-	5	
家族間以外のもの	661	27	634	253	371	-	-	10	-	649	612	2	6	6	-	-	-	-	3	23	1	-	-	1	12	
私的制裁	4	1	3	2	1	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療関係	204	15	189	108	81	-	-	-	-	199	172	-	1	1	-	-	-	-	1	24	1	-	-	1	5	
人身の自由関係																										
精神保健福祉法関係	74	7	67	46	20	-	-	1	-	71	61	-	1	1	-	-	-	-	2	4	3	-	-	1	3	
その他	10	1	9	6	3	-	-	-	-	9	8	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
社会福祉施設等関係																										
施設職員によるもの	275	88	187	87	55	-	-	45	-	236	118	-	14	5	-	-	-	1	3	90	9	-	-	3	39	
その他	38	4	34	19	15	-	-	-	-	35	29	-	-	-	-	-	-	-	1	3	2	-	-	-	3	
村八分	28	5	23	14	9	-	-	-	-	27	20	2	-	-	-	-	-	-	-	4	1	-	-	-	1	
差別待遇																										
女性	45	1	44	24	20	-	-	-	-	44	41	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	1	
高齢者	49	-	49	18	31	-	-	-	-	48	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
障害者	288	23	265	160	101	-	1	3	-	263	218	4	-	1	-	-	-	-	34	6	-	-	-	2	25	
同和問題	126	33	93	46	16	-	-	9	22	113	36	-	29	2	-	-	-	-	21	12	-	-	-	14	13	
アイヌの人々	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国人	94	9	85	52	28	-	2	3	-	79	65	1	-	1	-	-	-	-	9	3	-	-	-	4	15	
H I V感染者等	14	1	13	8	5	-	-	-	-	10	8	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4	
刑を終えた人々	11	2	9	8	1	-	-	-	-	11	9	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホームレス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
性的指向	6	-	6	4	2	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
性同一性障害	14	1	13	8	5	-	-	-	-	13	12	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
その他	191	27	164	97	66	-	-	1	-	175	130	-	-	-	-	-	-	-	2	37	3	1	-	3	16	
参政権関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
プライバシー関係																										
報道機関等	7	1	6	4	2	-	-	-	-	7	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
インターネット	1,869	283	1,586	1,288	288	-	3	7	-	1,433	1,191	-	185	-	-	-	-	-	-	34	25	-	-	-	436	
相隣関係	271	16	255	131	124	-	-	-	-	263	244	2	-	1	-	-	-	-	1	15	-	-	-	-	8	
その他	479	29	450	249	198	1	1	1	-	448	386	1	-	2	-	-	-	-	-	44	9	2	-	7	31	
集会・結社及び表現の自由関係	8	1	7	4	3	-	-	-	-	7	5	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	
信教の自由関係	51	22	29	7	22	-	-	-	-	51	27	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	21	-	-	-	
教育を受ける権利関係	14	1	13	6	6	1	-	-	-	14	13	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
労働権関係																										
不当労働行為	28	-	28	13	15	-	-	-	-	28	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
労働基準法違反	115	-	115	68	46	-	-	1	-	114	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
その他	2,415	70	2,345	1,291	1,040	1	-	13	-	2,359	2,258	-	1	4	-	-	-	-	-	65	27	4	-	6	56	
住居・生活の安全関係																										
自力執行	16	-	16	7	9	-	-	-	-	16	15	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
相隣関係																										
小公害	453	-	453	132	317	-	-	4	-	450	445	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	-	-	1	3	
その他	1,139	37	1,102	374	727	-	-	1	-	1,129	1,077	8	-	5	-	-	-	-	2	20	16	-	-	3	10	
公害	23	-	23	8	15	-	-	-	-	23																

## 「女性の人権ホットライン」統計資料

### ○ 設置目的

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通としている。

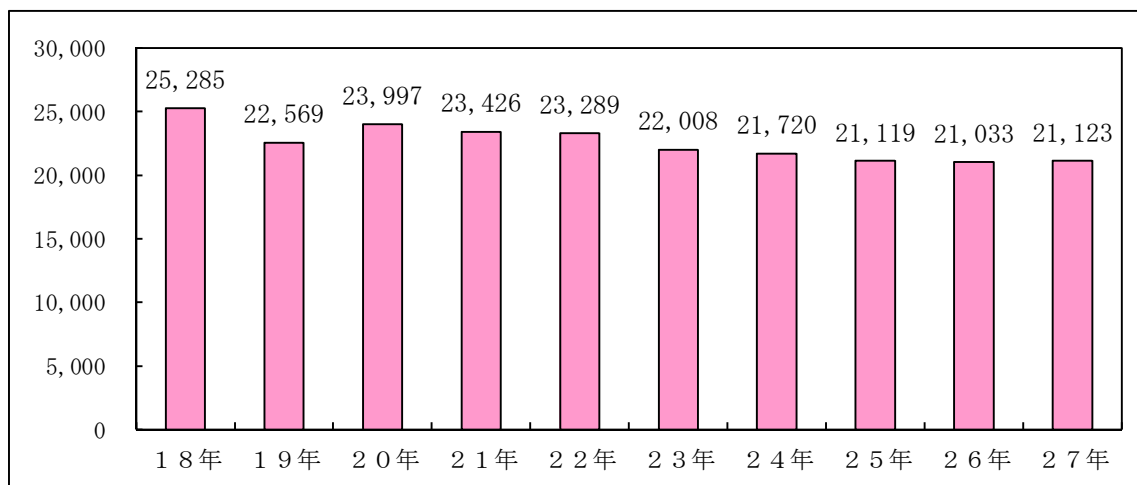
### ○ 各年の利用件数と主な相談内訳（平成23年～27年）

相談内訳	平成	23年	24年	25年	26年	27年
① 暴行・虐待		2,183	2,111	1,813	1,694	1,727
② 強制・強要 (セクハラ・ストーカー除く)		1,501	1,307	1,254	1,338	1,413
③ セクハラ		413	402	334	412	378
④ ストーカー		321	328	438	383	306
⑤ その他		17,590	17,572	17,280	17,206	17,299
合計(件)		22,008	21,720	21,119	21,033	21,123

注1) ①から④までの件数は、女性を被害者とする相談の件数を計上している。

注2) 平成26年の相談内訳の数値については、平成27年3月に発表した数値に誤りがあったことから、正しい数値に修正している。

### ○ 利用件数の推移（平成18年～27年）



## 「子どもの人権110番」統計資料

### ○ 設置目的

子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身も、身近な人に話しにくいといった状況があることから、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

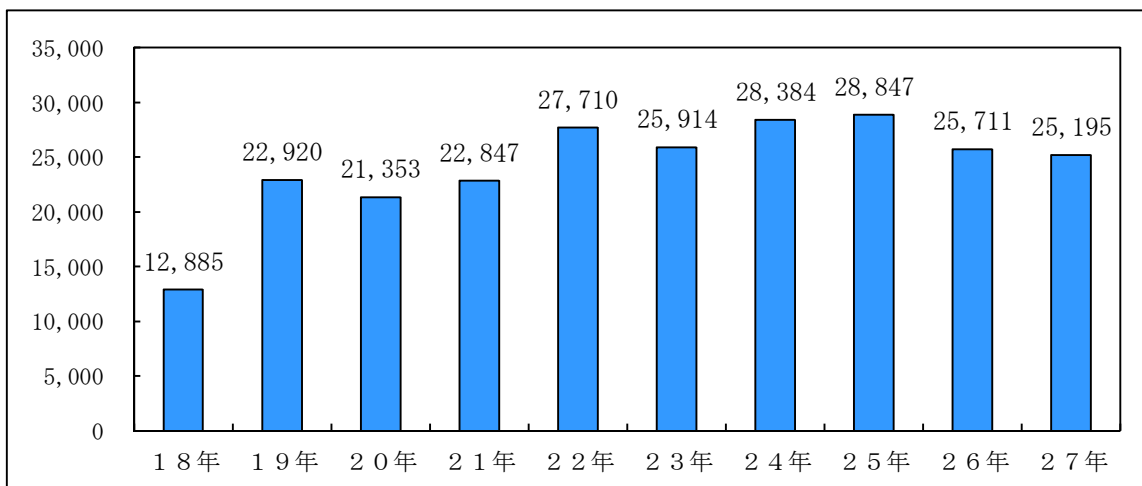
### ○ 各年の利用件数と主な相談内訳（平成23年～27年）

相談内訳	平成	23年	24年	25年	26年	27年
① 暴行・虐待		697	776	669	741	674
② いじめ		3,320	4,287	4,097	3,384	3,657
③ 体罰等		2,415	3,114	3,463	2,913	2,857
④ その他		19,482	20,207	20,618	18,673	18,007
合計（件）		25,914	28,384	28,847	25,711	25,195

注1) ①の件数は、18歳未満の者を被害者とする相談の件数を計上している。

注2) 平成26年の相談内訳の数値については、平成27年3月に発表した数値に誤りがあったことから、正しい数値に修正している。

### ○ 利用件数の推移（平成18年～27年）





## インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

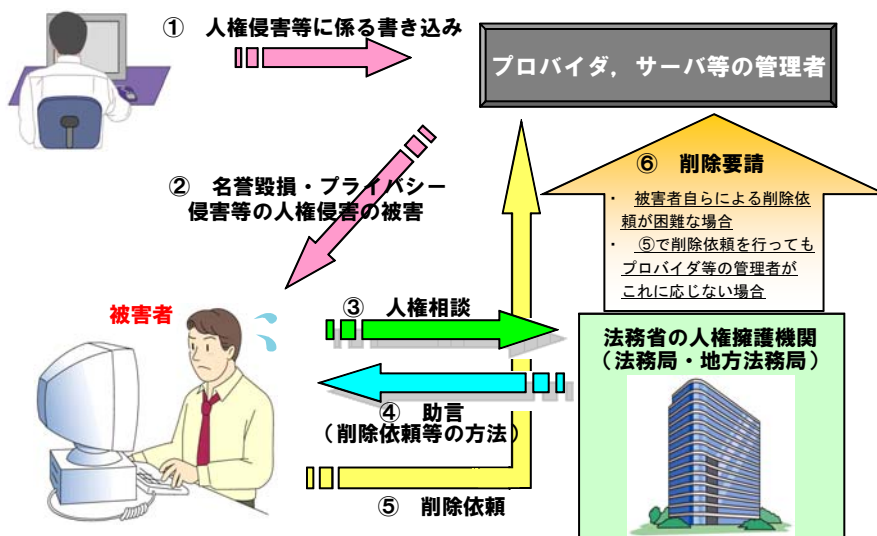
### 1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害者の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で、そのような事情がない場合は、被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っている。これは、表現の自由との関係などから、国の機関の関与なく被害を回復することが可能であればその方が望ましいとの考え方によるものである。

一方、被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

### 法務省人権擁護機関による人権侵害情報への対応



## 2 平成27年における人権侵害事件の動向について

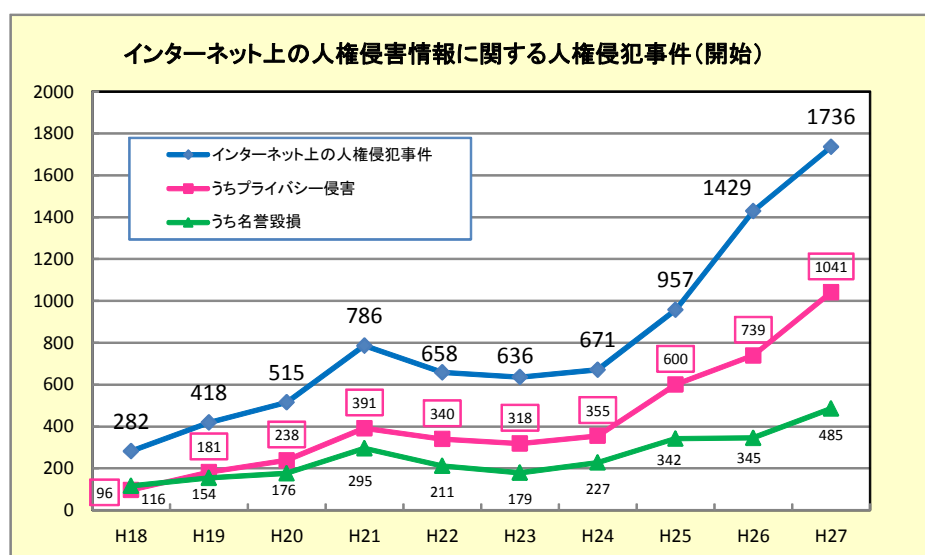
### (1) 新規救済手続開始件数について

平成27年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件は、前年の1,429件を307件上回る1,736件(21.5%増加)で、昨年に引き続き過去最高<sup>(注)</sup>の件数を記録した。

これは、10年前である平成17年の件数(272件)と比較すると6.4倍の増加である。

なお、このうち、プライバシー侵害事案が1,041件(対前年比40.9%増加)、名誉毀損事案が485件(対前年比40.6%増加)となっており、この両事案で全体の88.0%を占めている。

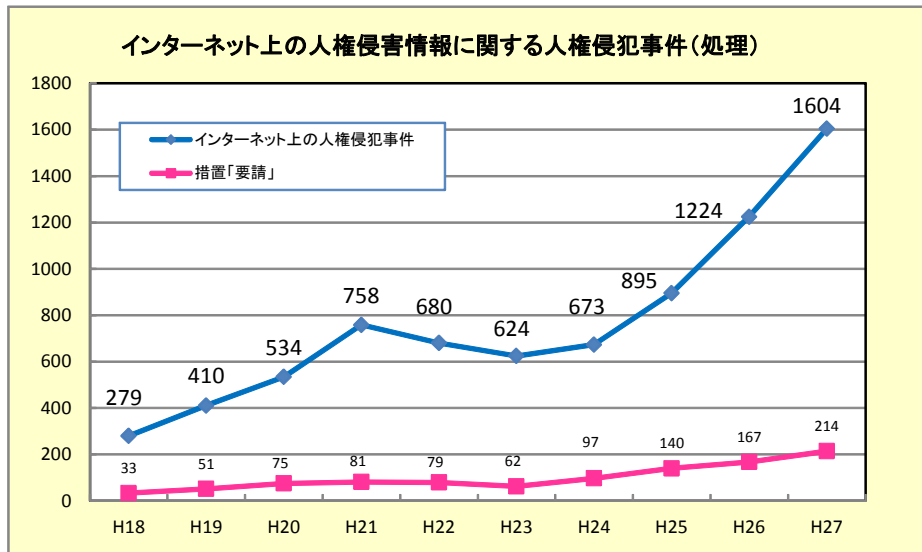
(注)平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高となる。



### (2) 処理件数について

平成27年中に法務局・地方法務局において処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件は1,604件であり、対前年比で380件(31.0%)増加した。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が大半を占めるが、当機関がプロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求めるなどの「要請」を行った件数は、214件であった。



(3) 具体的事例について

当機関が平成27年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。

[事例1] インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上のブログに、宿泊施設の脱衣所で着替えている被害者の画像が掲載されているところ、自治体等に相談したが対応してもらえなかったとして、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該画像は、被害者のプライバシーを侵害すると認められたため、当該ブログのサイト管理者に対して削除要請を行ったところ、当該画像は削除されるに至った。(措置：「要請」)

[事例2] インターネット上の名誉毀損

被害者の過去の勤務先に関するインターネット上の掲示板に、被害者をその氏名を特定した上で中傷する書き込みが掲載されていたところ、被害者自身で当該掲示板の管理者に対して削除を依頼したが、応じてもらえず、かえって被害者が削除を依頼したことが公開されてしまったとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該書き込みは被害者の名誉を毀損するものと認められたため、法務局から当該掲示板の管理者に対して削除要請を行ったところ、当該書き込みは削除されるに至った。(措置：「要請」)

[事例3] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

インターネット上の複数の掲示板に、被害者の氏名、住所、電話番号と

ともに「人間のクズ」「死ね」などと中傷する書き込みがされているとして、法務局に相談がされた事案である。

相談を受け、法務局が被害者に対して当該掲示板の管理会社への削除依頼方法を教示し、被害者において削除依頼したが、一部の書き込みが削除されるにとどまった。

そこで法務局が、削除されなかった書き込みについて調査し、被害者のプライバシーを侵害するとともに、その名誉を毀損するものと認めため、法務局から当該掲示板の管理会社に対して削除要請をした結果、当該書き込みは削除されるに至った。（措置：「援助」「要請」）

### 3 さいごに

法務局・地方法務局では、上記のようにインターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権110番：0570-003-110）、インターネット（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>）でも相談に応じている。

また、インターネットによる被害を未然に防ぐため、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、啓発教材「あなたは大丈夫？考えよう！インターネット人権（改訂版）」を作成し、全国の高等学校1年生に配布したほか、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

## 東日本大震災に関する法務省の人権擁護機関の取組状況について

### 1 人権相談への対応

放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等、震災に伴って生起する様々な人権問題に関する人権相談に対応している。

#### (1) 相談所の開設

法務局、地方法務局及びその支局（以下「法務局等」という。）の人権相談窓口において、面談や電話等による人権相談に応じている。

また、東北地方等の被災地のみならず、避難先となった地域においても、特設相談所を開設し、被災者等からの人権相談に対応した。

#### (2) 相談の概要

震災発生から平成27年12月末までに法務局等に寄せられた東日本大震災に関連する人権相談件数は、984件となっている（別表）。

##### <事例>

震災による精神的なショックで仕事ができなくなったところ、家族からなまけ者とののしられるようになった。

#### (3) 「子どもの人権SOSミニレター」による相談

法務局等に寄せられた東日本大震災に関連する人権相談984件のうち、SOSミニレターにより寄せられた人権相談件数は、66件となっている。

##### <事例>

元気で明るかった親友が、震災のショックからか、いつも泣いたり怒ったりしている。何かよい対策があったら教えてほしい。

### 2 人権侵犯事件への対応

法務局等に寄せられた人権相談について、その内容から人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害者の実効的救済に取り組んでいる。

震災発生から平成27年12月末までに法務局等で取り扱った東日本大震災に関連する人権侵犯事件数は、80件となっている（別表）。

<事例>

東北地方の会社経営者から、インターネットサイトに「悪徳業者」「暴力団以上」などと会社を誹謗中傷する書込みがされて困っており、自ら削除依頼をしたいという相談がされたことから、相談者に対し、当該サイトに対する削除依頼方法を教示した。(措置:「援助」)

(別表)

東日本大震災に関連した人権相談件数の推移

(単位:件)

局名	H23	H24	H25	H26	H27	累計
仙台	149	124	55	7	47	382
福島	162	42	42	16	11	273
盛岡	38	35	32	29	13	147
その他	142	19	15	2	4	182
計	491	220	144	54	75	984

※H23は、H23.3.11からH23.12.31までの件数である。

東日本大震災に関連した人権侵犯事件数の推移

(単位:件)

局名	H23	H24	H25	H26	H27	累計
仙台	20	11	0	1	5	37
福島	2	5	3	5	5	20
盛岡	1	2	2	1	1	7
その他	6	6	2	1	1	16
計	29	24	7	8	12	80

※H23は、H23.3.11からH23.12.31までの件数である。